特定退職金共済制度

特定退職金共済

● 特定退職金共済制度は、 退職金制度を持つことが困難な商工会会員企業が協力し合い、大企業と同じような退職金を支払うことができるよう、東京都商工会連合会が、特定退職金共済団体として発足した制度です。

加入できる方

1 商工会会員の事業主が申込人となり、その事業主と雇用関係にある満15歳以上満65歳以下で、現在健康で正常に就業している方が加入できます。

2 この制度に加入するか、しないかは事業主の任意ですが、加入する場合には全従業員が加入しなければなりません。

＊次の方は加入できません。

（イ）事業主及び事業主と生計を一にする親族

（ロ）法人の役員（ただし、使用人兼務役員を除く）

（ハ）他の特定退職金共済団体の加入者

特　　色

1 掛金は1人につき月額 30,000 円まで全額損金(必要経費)として計上でき、従業員には給与課税がありません。

2 毎月定額の掛金を支払うだけで中小企業並みの退職金制度が容易に確立でき、将来支払う退職金を計画的に準備できます。

3 退職金共済の確立は、従業員の確保と定着化をはかり企業経営の発展に役立ちます。

4 中小企業退職金共済制度との重複加入もでき、重複して損金算入が認められています。

5 従業員にとっては、退職金制度が明確化されますので安心して働けます。

掛　　金

1 掛金は月額で 1 口 1,000 円とし、被共済者 1 人につき最高 30 口まで加入できます。

2 掛金 30 口を限度として、毎月１日に新規加入及び増口できます。しかし減口することはできません。

3 事業主がこの制度に支払った掛金は、全額損金（必要経費）となります。

4 掛金として払い込まれた金額(運用益を含む)は、事業主(法人企業)に対していかなる理由があっても返還されません。

◎ 掛金の管理と運用は、アクサ生命保険株式会社及びジブラルタ生命保険株式会社に委託しています。

給付の種類

1 年金…加入期間5年以上で退職したとき、10年確定年金をお支払します。ご希望により一時金としてのお支払もできます。

また、年金開始後、死亡の場合には残余期間中、法定相続人が代わって年金を受け取

れます。年金月額が10,000円に満たない場合は一時金としてのお支払となります。

2 退職一時金…加入期間5年未満で退職したとき、退職一時金をお支払します。

3 死亡退職一時金…払込期間中に死亡の場合は、退職一時金額に、月額1,000円につき1万円を加算した死亡退職一時金をお支払します。

＊受取人

この制度の給付金の受取人は被共済者（加入従業員）です。

なお、本人死亡のときは労基法施行規則第42条に定める遺族補償の順位によります。

＊事業主が受取人となることはできません。

税法上の特典

1 掛金　事業主(法人企業)がこの制度に支払った掛金は、全額損金(必要経費)に算入できます。（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条2項）

2 退職一時金　退職所得の対象となり、次のような控除が受けられます。（所得税法30条、所得税法施行令76条）

(1)通常の退職の場合

勤続年数が 20 年以下の場合…40 万円×勤続年数(80 万円に満たない場合には 80 万円)

勤続年数が 20 年を越える場合…800 万円＋70 万円×(勤続年数－20 年)

(2)障害者になったことに直接基因して退職した場合

通常の退職の場合によって計算した金額に 100 万円を加算した金額

3 死亡退職一時金　相続税の対象となり、次のような控除が受けられます。（相続税法3条、相続税法12条）

500 万円×法定相続人数（非課税）

4 退職年金　雑所得(公的年金等に係わる雑所得)の対象となり、大きな控除が受けられます。（所得税法施行令82条の2）

（加入手続き）

加入申込書（商工会に備えつけ）に所定の事項を記入し、第1回目の掛け金を添えて、毎月25日までに商工会にお申し込み下さい。

（被共済者証の発行）

被共済者に対しては、退職金共済制度被共済者証を発行します。

（給付金の請求）

被共済者が退職したり、死亡したり、あるいは年金の支給を受けようとする時は、商工会に備えつけの書類によって請求して下さい。